

業務委託設計書に添付する特記事項

1. 業務箇所

路 線 名	市 町 村 名	箇 所 名
国道254号（三才山トンネル有料道路）	上田市	三才山トンネル丸子坑口

2. 業務内容

業 務	箇 所 名	図 面 の 有 無
詳細設計業務	三才山トンネル丸子坑口	有

3. 業務期間

90日

4. 成果品

業 務	概 要	摘 要
設計業務	土砂流出、雪崩防止対策詳細設計	

5. 業務委託を実施するにあたっての条件等

項 目	作 業 内 容
電子納品	電子納品の対象業務とする。 委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書によるものとする。
打合せ協議	業務着手前及び成果品納入時、中間打合せの3回を標準とし計上しています。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は設計変更対象とはなりません。
現地調査	各種試験が必要な場合は監督員に協議すること。変更対象とします。

6. 共通仕様書及び特記事項について疑義のある場合は、入札前に（あらかじめ指定された期日）までに書面での回答を求めてください。

特記仕様書

(適用および目的)

本特記仕様書は、次の設計業務委託に適用する。

事業名：平成26年度 三才山トンネル有料道路 土砂流出及び雪崩対策工事に伴う詳細設計業務委託

場所：上田市 鹿教湯温泉 三才山トンネル丸子坑口

目的：平成25年9月16日台風18号の豪雨により、道路を横断する暗渠が流木により閉塞し有料道路に多量の土砂が流入して通行止めを余儀なくされた。また、翌年2月14日の大雪のため丸子坑口付近に雪崩が発生して半日、全面通行止めとなった。

そこで、土砂災害防止として、流木止工、管理用の進入路工、土砂流出防護フェンス工の設置、また、雪崩防止対策として、既設擁壁の嵩上工、落石防止と兼用の雪崩防止柵工等の詳細設計業務を実施する。

(業務内容)

土砂災害対策(流木止工、進入路工、防護フェンス工)・雪崩防止対策(擁壁嵩上工、雪崩防止柵工)の詳細設計

(1) 事前調査(現地踏査)

貸与資料(地形測量図、対策立案図)を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の状況、地形、地質(地盤状況)、既設構造物との位置関係及び周辺の用地等(国有林)を確認し、詳細設計に必要な情報を把握するものとする。

(2) 設計計画

現地踏査結果に基づき業務を円滑に遂行するため、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を実施するための業務計画を立案する。

(3) 詳細設計構造物

(土砂流出対策)

① 流木対策工(λ型)

② 進入路(管理用道路及び路肩改修)

③ 防護フェンス工

(雪崩対策)

④ 擁壁工(既設補強及び嵩上げ)

⑤ 雪崩防止柵工(落石防止兼用)

⑥ 流出防止スクリーン

(4) 設計計算

流木止めについては、9月に発生した土砂流出災害(流木等)により構造計算、応力計算を行うものとする。

雪崩防止施設については、2月に発生した実雪崩体積の質量等により、擁壁及び天端に設置する柵工に必要な荷重計算、擁壁構造計算、防止柵応力計算を行うものとする。

(5) 設計図作成

構造計算の結果を基に必要な構造図を作成するものとする。

(6) 数量計算

決定した構造物の詳細形状に対して、各工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

(7) 照査

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(8) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務共通仕様書(共通編)[平成21年長野県土木部]に準じて作成するものとする。

(9) 打合せ等

- ・業務の実施に伴う打合せは、着手時、中間、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえその時期を決定する。
- ・業務着手時又は業務計画書作成時には原則として管理技術者が立会うものとする。

(資料等の貸与)

貸与する資料等は、次の通りとし管理事務所に用意された貸出簿に記帳する。

資 料 の 名 称	数 量	単 位	貸与・返却場所
土砂流出河川の地形図(平面図、縦断図、横断図)	1	式	管理事務所
雪崩発生位置の地形図(平面図、横断図)	1	式	管理事務所
用地図	1	式	管理事務所

(その他の特記事項)

成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において請負金額が100万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土・日・祝日等を除き10日以内に登録内容の変更は変更があった日から、土・日・祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

公告文に記載のとおり。